

令和3年8月20日

公益財団法人香川県スポーツ協会
会長 佐野年計 様

香川県教育委員会事務局
保健体育課長

緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策について

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況に応じて、順次対策期を移行し、8月9日から、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に位置付け、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛いただくなど、最大限の感染防止対策についてご協力いただいているところです。

しかしながら、本県の新規感染者数の増加傾向は収まらず、感染のピークがなお見えない状況にあり、昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況と受け止め、本県をまん延防止等重点措置区域に加えることを知事から国へ要請し、決定されたところです。

この度、本県のまん延防止等重点措置については、実施期間を8月20日（金）から9月12日（日）までの24日間、措置区域を高松市とすることとなりました。

具体的な対策としては、1,000㎡を超える大規模集客施設等について、高松市内は、営業時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とし、高松市以外も同様の時間での協力要請を行います。1,000㎡以下の施設等については、営業時間を午後9時までとする協力依頼を行い、入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底等を依頼します。

また、イベントの開催については、人数5,000人以下（屋内）とする協力要請に加えて、県内全域で、開催時間の短縮（午後9時まで）の協力を要請します。

県民の皆様に対しては、引き続き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の協力を要請するとともに、営業時間の変更を要請した時間（午後8時）以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、協力を要請します。

事業者の皆様に対しては、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう協力を依頼します。

つきましては、貴職におかれまして、「緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策」（資料1）、「香川県まん延防止等重点措置」（資料2）及び「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」（資料3）及び別紙1～4）を、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知いただくとともに、対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。